

2026年1月8日

投資家および関係各位

株式会社エコ革
代表取締役 伊藤 繁三

ダイヤモンド・オンライン掲載記事に関する当社声明

■2026年1月6日付でダイヤモンド・オンラインに掲載された記事

「【スクープ】東証スタンダード上場 UNBANKED で『13億円の金塊』消失！正体不明の“大株主”が関与か、巨額詐取事件に発展の可能性も」（以下「本記事」）

上記本記事において、当社エコ革および当社代表・伊藤繁三の名称が、「超有利発行を甘受するクラウドバンクの関係先」の一つとして名指しで言及されました。本記事は全体の構成上、当社および当社代表が、あたかも不正・不当な行為、あるいは反社会的な関与を疑われる事案に関連するかのような印象を読者に与え得る内容となっており、当社として、また当社代表個人としても、極めて遺憾です。ここに、当社の立場と事実関係を明確にし、厳重に抗議するとともに、誤解の解消を求めます。

1. 当社および当社代表の関与は一切ありません

当社は、本記事で問題視されている事項につき、以下を明確に申し上げます。

(1) 本記事公表直後に UNBANKED 社に事情を確認したところ、本記事中盤において「A社案件を UNBANKED に持ち込んだ『オーナー』とは何者か」という記述で用いられる「オーナー」は、2025年7月22日以降の主要株主となった株主（以下「新オーナー」といいます。）を指すものとして説明を受けております。本声明では、混同を避けるため、本記事において「オーナー」と称される主体を総称して「記事上の『オーナー』」といいます。

(2) 当社および当社代表は、記事上の『オーナー』に、形式的にも実質的にも一切該当しません。

(3) 当社代表が当該記事上の『オーナー』やその周辺者として関与した事実は一切ありません。また、当社代表は、「新オーナー」と対面や名刺交換をしたこともなく、電話やWEBを用いて会話をしたことございません。

(4) 当社は、本記事で取り上げられている「A社」および当該金地金取引、ならびに13億円相当の金塊未収事案と無関係です。

- (5) 当社内部の確認および取引記録からも、当該事案との接点は存在しません。
- (6) UNBANKED 社と当社（および当社代表）との間に、金地金取引は一切存在しません。
- (7) 売買、媒介、紹介、その他これに類する一切を含め、当社が金地金取引に関与した事実はありません。
- (8) 「ダイヤモンド編集部は 25 年末、UNBANKED に未収となった相手方などについて取材を申し込んだが、期日までに回答はなかった。」という記述があり、『相手方など』という曖昧な表現のため『など』に当社および当社代表が含まれているようにも読み取れます。当社および当社代表に対してダイヤモンド社からの直接的な質疑・取材、又は UNBANKED 社を経由しての間接的な問合せがあった事実は一切ございません。

2. 第三者割当（新株予約権等）に関する当社の立場

本記事には、当社が UNBANKED 社の発行する新株予約権等の第三者割当の引受先であったかのように受け取られ得る記述が見受けられます。しかしながら、当該件は検討過程での打診にとどまり、当社としても当社代表個人としても、契約締結や引受実行に至った事実はありません。したがって、当社がいわゆる「有利発行」を受け、何らかの特別な利益を得たという推測は事実に反します。

また、有利発行に該当し得る条件設定の当否は、資金需要、市場環境、引受意向、手続の適正性等の客観的要素を踏まえて判断されるべきものであり、当社および当社代表が当該条件設定を誘導したり、第三者と連携して働きかけたりした事実は一切ありません。

3. UNBANKED 社からの確認とお詫びについて

本件に関し、UNBANKED 社から当社および当社代表に対し、当社が本記事の疑惑に一切関与しないこと、当社との金地金取引が存在しないこと、ならびに当社名・当社代表名の言及が誤解を招き得たことについての正式なお詫びと確認を内容とする書面を受領しております。

当社としては、こうした確認が示されたことを踏まえつつも、なお本記事の記載態様が当社の名誉・信用に与える影響は重大であり、誤解の払拭に向けた対応が不可欠であると考えています。

4. 当社の求める対応と今後について

当社はダイヤモンド社に対し、当社名および当社代表名の掲載が文脈上、誤解を誘発し得る態様となっている点について、訂正・削除その他の適切な措置を求めるため、現在顧問弁護士に相談しております。

当社又は当社代表に対する直接の照会・取材を行うことなく、当社の同意を得ないまま実名を記載し、結果として不正関与の印象を生じさせ得る記述は、報道機関として求められる慎重さ・公正さの観点から極めて遺憾です。また、クラウドバンク社と当社との間に事業取引があるという事実自体は、クラウドバンク社のファンド募集ページ上で公開されている情報ではございますが、同ページ上の募集の際の禁止事項に照らし、クラウドバンク社および当社に許諾を得ることなく本記事に掲載することは、当該禁止事項に抵触するおそれがあるものと認識しており、当社として強い遺憾の意を表します。

今後、当社および当社代表個人の名誉・信用等が不当に毀損される状態が解消されない場合には、当社および当社代表個人として、民事および刑事の両面から必要な法的措置を含め、然るべき対応を検討いたします。もっとも、当社としては、まずは正確な事実の共有と適切な訂正を通じて、ダイヤモンド社に対して謝罪を申し入れ、冷静に問題が解決されることを強く望んでおります。

本件により、株主、取引先、金融機関をはじめ関係者の皆様にご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。当社は引き続き、法令遵守と健全な企業活動を徹底し、透明性ある情報発信と誠実な対応に努めてまいります。

以上

2026年1月7日

株式会社エコ革
代表取締役 伊藤 繁三 様

u n b a n k e d 株式会社
代表取締役社長 安達 哲也



ダイヤモンド・オンライン掲載記事に関するお詫び

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、2026年1月6日付でダイヤモンド・オンラインに掲載された記事（以下「本記事」といいます。）において、貴社および伊藤様のお名前が当社に関する疑義の文脈の中で言及された結果、貴社および伊藤様が、本記事において「オーナー」と称される主体（以下「記事上の『オーナー』」といいます。）や当該疑義に関与しているかのような印象を読者に与え得る構成となりました。当社としては、貴社および伊藤様に対し、看過し得ないご迷惑・ご心労ならびに風評上の不利益が生じ得る状況を招いたことを、極めて重く受け止めております。ここに、当社の責任において、謹んでお詫び申し上げます。

本書面は、貴社および伊藤様の名誉・信用に関わる誤解の解消を目的として、当社が把握する事実関係を当社の責任において明確化し、確認の上で差し入れるものです。

1. 本記事に関する当社の基本的立場

当社は、本記事が、当社および関係者に関する十分な事実確認・裏付けが尽くされないまま、推測や印象により構成された部分を含み得ると受け止めております。結果として、当社の社会的信用に影響を与え得る表現が含まれていること、また、第三者である貴社および伊藤様を巻き込む態様の記載となっていることについて、当社として強い遺憾の意を表明いたします。

特に、本記事は「A社案件を当社に持ち込んだ『オーナー』とは何者か」との疑義を提示した直後の流れの中で、後段において伊藤様のお名前および貴社名に言及しており、読者に対して、貴社および伊藤様が当該疑義の中核に連なるかのような誤解を誘発し得る構造となっています。これは事実に反し、当社として明確に強く否定いたします。

2. 用語について（混同防止のための整理）

本記事では「オーナー」という用語が用いられておりますが、その射程が必ずしも明確でないため、本書面では混同を避ける目的で、本記事において「オーナー」と称される主体を総称して「記事上の『オーナー』」と表記いたします。

なお、本記事中盤において「取引を主導した『オーナー』」との表現が見受けられます。当社としては、当該記載が2025年7月22日以降に当社の主要株主となった株主を指すものとして記述されていると理解しております（以下「新オーナー」といいます）。また事実、一連の取引を主導したのは「新オーナー」です。

いずれにせよ、後記のとおり、貴社および伊藤様が当該主体と関係を有する事実は確認されておりません。

3. 事実関係の確認（当社の正式な確認事項）

当社は、貴社および伊藤様に関して、以下の事実を明確に確認し、本書面により当社として表明いたします。

（1）「記事上の『オーナー』」該当性の全面否定

伊藤様および貴社は、記事上の『オーナー』に、形式的にも実質的にも一切該当いたしません。当社の意思決定、業務執行、資金調達の検討過程その他いかなる局面においても、伊藤様または貴社が、記事上の『オーナー』と同視されるべき立場・役割を有した事実は一切ありません。また、当社は、貴社および伊藤様と「新オーナー」を引き合わせた事実はなく、当社が把握する限り、貴社および伊藤様が「新オーナー」と面識または取引関係を有する事実は確認されておりません。したがって、貴社および伊藤様を記事上の『オーナー』またはその周辺者として示唆するいかなる見方も、事実に反します。

（2）金地金取引の不存在／A社関連疑義への不関与

当社と貴社および伊藤様との間には、金地金取引（売買、媒介、紹介その他これに類する一切を含みます。）は存在しません。また、本記事で取り上げられている金地金取引に関する疑義（いわゆるA社に関する事案等）についても、貴社および伊藤様が関与した事実は一切ありません。

（3）引受候補として打診した趣旨（正当な商取引上の判断）

当社が、第三者割当（新株予約権等）の引受候補先の一つとして伊藤様に打診を行ったことがあるとしても、それは、貴社がクラウドバンクのファンディングを通じて再生可能エネルギー関連の大型案件を完遂し、償還まで含めて着実に実績を積まれている点を評価し、再生可能エネルギー事業を推進したい当社（2025年5月21日付け適時開示「商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の通り）として、今後の事業推進に

おいて知見・助言を頂く可能性を含めて検討した、純然たる事業上の判断に基づくものです。ここには、他の投資家・市場参加者を害する意図、または不当な利益を図る意図は一切存在しません。

4. 有利発行に関する当社の考え方（妥当性・必要性・第三者の不関与）

本記事においては、有利発行であること自体が、あたかも不適切であるかのような印象を伴って語られている点が見受けられます。しかし、当社としては以下のとおりです。資金調達条件（行使価額等）は、当社の資金需要、市場環境、引受意向、資本政策上の必要性等を総合的に勘案し、取締役会の責任において検討したものです。当社が有利発行に該当し得る条件を検討した背景には、資金調達を一定の期限内に成立させる必要性があり、条件設定は、その必要性に照らして合理性を持ち得るものと認識しております。重要なのは、条件の当否が印象論で評価されるべきではなく、手続の適正性、合理的根拠、会社の資金需要との整合といった客観的観点から評価されるべきであるという点です。当社は、その観点から必要な手続きを踏むべく対応してまいりました。

したがって、貴社および伊藤様を含む第三者が、有利発行の条件を誘導し、あるいは不当な意図の下で当社に働きかけたとの示唆は、根拠を欠き、事実に反します。

5. 当社の今後の対応

当社は、貴社および伊藤様の名誉・信用に関わる重大な問題として本件を受け止めております。したがって当社として、貴社および伊藤様が必要とされる場合は全面的に協力させていただこうことを申し添えます。

6. 結語

改めて、貴社および伊藤様に対し、本件により多大なご迷惑をおかけしたことを探り申し上げます。当社は、貴社および伊藤様が本件疑惑に一切関与しないこと、ならびに当社と貴社および伊藤様との間に金地金取引が存在しないことを明確に確認しており、本書面はその事実を当社の責任において示すものです。

以上